

長野県革新懇ニュース

2016 年 11 月号
(発行日 11 月 10 日)
年会費 5000 円 (送料込)
振替 0510-3-15971

209

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人：山口光昭 編集長：高村裕
〒380-8790 長野市県町 593 高校教育会館内
TEL：026-234-1231 FAX：026-234-2219 メール：mail@nagano-kakushinkon.com

==== 今号の主な記事 =====

- 1 面 野口俊邦さんインタビュー
- 2 面 1 面続き、近現代信州の歴史回廊
- 3 面 T P P 批准阻止をめざす
「市民と野党の共闘の発展をめざす懇談会」に参加して
- 4 面 随筆「ぜひ読んでいただきたい本」堀井正子さん
映画評論「WOOD JOB」
読者のこえ、各地の動き

URL：nagano-kakushinkon.com



1942 年佐賀県生まれ。1965 年九州大学農学部卒業。同大学院博士課程を経て、(財)林業経済研究所研究員。1978 年信州大学農学部講師、助教授を経て 1988 年より教授。現在は信州大学名誉教授。農学博士。現在、さまざまな市民運動に関わり東奔西走の日々。

大北森林組合問題 県民への十分な説明を

のぐちとしくに
野口俊邦さん

(信州大学名誉教授)

「緑のオーナー制度」
当初から問題点を警告

Q 最近、森林問題に関する著書を上梓されましたが、その紹介をお願いします。

メインタイトルが「森林・林業はよみがえるか」、サブタイトルが「緑のオーナー制度」裁判から見えるもの」という本を書きました。きっかけは、「緑のオーナー制度」裁判に当初から関わり、大阪高等裁判所への上告で、原告(住民)側の参考人として意見書を書いたことです。

「緑のオーナー制度」とは、1984 年度から 99 年度にかけて国有林を対象として実施された「分収育林制度」のことです。もともとは市町村有林等を対象としたものでしたが、国有林の巨額の赤字の穴埋めとして林野庁が取り入れ

たのです。かつては間伐材が建築用の足場丸太とか稲掛け用などへの使い道があり、間伐材の収入も得られました。が、近年ではこれらの用途がなくなり、間伐すれば費用がかかる一方となりました。そこで間伐費用をどう捻出するかということで、林業が危機で間伐費用を国民に何とか支援してほしいという言い方ではなく、「緑、夢、ロマンを買いませんか」というような、ちよつとハートを揺さぶるような宣伝文句で国民からお金を集めたのです。1 口 50 万円、8 万 6000 人から総額 500 億円を引き出した。「分収育林制度」とは、植栽後 20 年位の森林の間伐費用を国民に出してもらい、その後 20 年後位に森林を伐採し、その収入を国と費用負担をした国民とで分け合う(分収する)というものです。

森林の自然的生産力を
社会的生産力に

一方、森林・林業をめぐっては新たな動きも出ているように思います。「ウッド・ジョブ」(註：4 面に評論掲載)という映画を観たことはありませんか？ 都会育ちで森林・林業を全く知らない、就職も決まっていけない青年が、奥地の山村に林業の仕事のために移住するわけですね。ところが、そこでは携帯電話は使えない、ママシやヒルがウジャウジャいる。こんな所は一刻も早く逃げ出したいと逃亡も企てるのですが、厳しい林業指導者に鍛えられ、女性教師に対する恋愛感情なども絡んで、次第に林業に打ち込んでいくようになるというストーリーです。

また、「里山資本主義」という本がベストセラーになりましたね。これも森林や山村が見直されてきていることの表れだと思っています。そこで、流れが森林や山村の方に来ているうちに、しっかり国民に訴えていかなければと思いい、振興策を含めて本書を書きました。今こそ国産材、県産材を積極的に活用すべきです。例えば、少し前のことになりませんが、田中康夫県知事時代の脱ダム宣言のなかで、県産材をできるだけ使うために、小さな堰堤や砂防工事、公共施設、木製ガードレールなどに利用しました。こうしたことをもつとやらなければならぬと思います。

日本国内における森林面積は 2500 万ヘクタールで、木材の年間成長量(増加量)は 8000 万立方メートルあります。一方、日本の年間木材消費量は約 7000 万立方メートルで、そのうち国産材は 2000 万立方メートル程度に過ぎません。つまり、日本の森林の「自然的生産力」

Q 長野県の森林税についてはどうお考えですか？

森林税とか森林環境税等という名の地方税が、全国 30 県以上で導入されています。これは、国の補助金だけでは森林整備、特に間伐推進等には不十分なので、その費用を下流の自治体や自県の住民に負担してもらいたいということ、始まりました。

長野県では、木曽川の下流域である愛知県の市町村から、自分たちの「水源を確保」するために手入れが遅れがちな上流の森林整備を支援したいという好意のもとで、水道料 1 立法メートル) 当たり 1 円をいただいていたが、他県での森林税導入が広がる中で「便乗的」に森林税が導入されました。具体的には、2007 年の後半に県森林審議会が僅か 3、4 月の議論だけで、県民一人当たり 500 円の徴収を決定し、2008 年度導入という結論まで出しました。これについては山を守るための税金なんだという意見が大勢でしたが、私は研究者としてはあまりにも安易で拙速な課税だとこれを批判しました。この税は、ほとんどの県民が払っている事実すら知りません。しかも、5 年間の時限立法で 2013 年に終了だったのですが、延長されています。どこも廃止した県はなく、全県延長です。長野県は 2018 年度で 2 回目の期限となり、放っておけば再延長となるでしょう。

一般的には、山のために使う税金だし、30 数県が導入しているから良いのではないかと意見ですが、そうした安易な対応でいいのかと思います。金額はどのようにして決まったのか、他県の多くが 500 円だからというのでは全く根拠になりません。どうしても

【2 面に続く】



インタビューで紹介されている野口俊邦さんの近著